

◎持ち家住宅奨励金の申請書を提出される方へ

1、豊浦町定住促進条例とは

豊浦町定住促進条例とは、豊浦町での定住促進を図るため、住宅を新築、全面改築(建て替え)及び中古住宅を購入する際に、その資金を補助する制度です。

2、対象者

対象者は以下のすべての条件に当てはまる方です。

- ・豊浦町に住民登録をしている
- ・5年以上居住することを確約できる
- ・生活基盤が豊浦町にある
- ・他の奨励制度や移転補償制度に該当しない

なお、これから転入して上記のことを確約することができれば該当となります。

3、奨励金の内容

奨励金の金額は以下のとおりです。

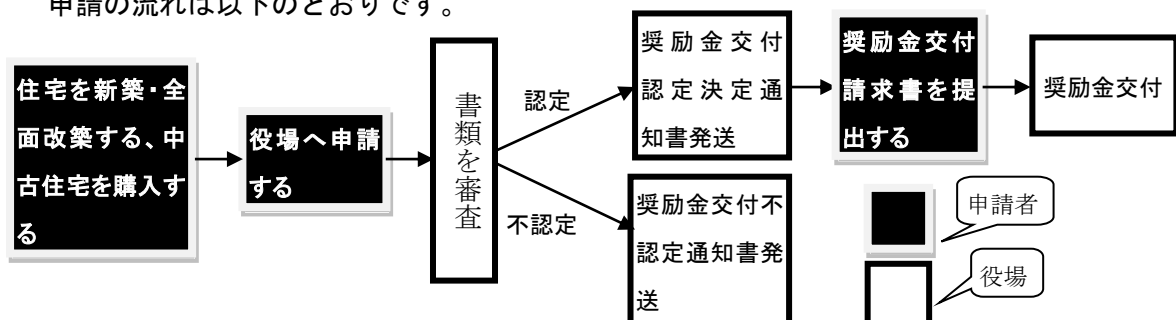
表1 奨励金の内容

項 目	町内業者施行	町外業者施行
200㎡以上の土地を購入し、3年以内に65㎡以上の住宅を新築した場合	150万円	100万円
200㎡以上の土地を購入し、高齢者・障害者と同居のため、3年以内に100㎡以上の住宅を新築した場合	200万円	150万円
自己所有地又は借地に65㎡以上の住宅を新築・全面改築した場合	100万円	70万円
自己所有地又は借地に高齢者・障害者と同居のため、100㎡以上の住宅を新築・全面改築した場合	150万円	120万円
65㎡以上の中古住宅を購入した場合	購入価格の10%以内(50万円限度)	
二世帯住宅(玄関・台所・浴室・トイレが世帯ごとに設置されているもの)で200㎡以上の土地を購入し、3年以内に新築した場合	250万円	200万円
二世帯住宅(玄関・台所・浴室・トイレが世帯ごとに設置されているもの)で自己の所有地又は借地に新築・全面改築した場合	190万円	140万円

※土地の購入後3年以内については、H16.4.1以降に購入したものが適用になります。

4、申請の流れ

申請の流れは以下のとおりです。



5、奨励金の返還

偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受けた場合、または交付要件を欠くに至った場合には、奨励金の全額又は一部を返還していただく場合があります。

6、持ち家住宅取得奨励金交付申請書の記入の仕方

申請書の記入の仕方は、下記のとおりです。

別記第1号様式(第4条関係) 記入例

平成20年○月23日

豊浦町長 様

申請者の住所・氏名等を記入して下さい
押印を忘れずに！！

申請者 住所 豊浦町豊浦町字船見町10番地
氏名 豊浦 太郎 豊浦印
電話番号 0142-83-△△△△
職業 事務
勤務先 (株)○×開発

持ち家住宅取得奨励金交付申請書

豊浦町定住促進条例第2条に基づき、豊浦町に住民登録し、5年以上居住することを確約しますので、持ち家住宅取得奨励金を交付されたく、同条例施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

交付申請額は表1をご覧ください

1 交付申請額 金 150万 円

2 申請内容

申請区分 (該当項目□にレ印を記入して下さい。)	<input checked="" type="checkbox"/> 土地購入後3年以内の新築 <input type="checkbox"/> 自己所有地又は借地に新築又は全面改築 <input type="checkbox"/> 中古住宅の購入 <input type="checkbox"/> 高齢者・障害者同居住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 町内業者施工 <input type="checkbox"/> 町外業者施工
住宅用地の所在地	豊浦町字 船見町10 番地 面積 300 m²
住宅用地の所有区分	自己所有地 (平成16年 4月10日取得) ・ 借地
建物の構造及び面積	木造 ・鉄骨・鉄筋コンクリート 2階建て 100 m ²
建物登記年月日又は取得年月日	平成 16 年 9 月 10 日
建築費又は購入費	2,000万 円
備考	

該当するものすべてに☑をいれて下さい

住宅のみの金額です

添付書類

- ・住民票謄本の原本（世帯全員のものであり、氏名・住所・生年月日・続柄記載のもの）
- ・土地の登記全部事項証明書
- ・住宅平面図の写し
- ・建物の登記全部事項証明書
- ・建物の建築又は購入契約書の写し
- ・障害者については、障害手帳又は療育手帳の写し
- ・納税証明書の原本

ご不明な点は総務課企画財政防災係までご連絡下さい

TEL 0142-83-1417 FAX 0142-83-2938